

## 強化本部規程

### 第1条（総則）

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条の規定に基づき、専門委員会組織規程第1条に係る強化本部について定める。

### 第2条（目的）

強化本部は、オリンピック・世界選手権大会等の国際大会のメダル獲得を目標として、ナショナルチーム（NT）、ジュニアナショナルチーム（JNT）、及びホープスナショナルチーム（HNT）を選出し、JOC エリートアカデミー（以下「EA」という）選手を含めた強化活動を行う。

### 第3条（基本活動）

強化本部は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) JOC 国際競技力向上戦略との連動
- (2) 強化策の決定
- (3) 強化策と活動の点検と評価
- (4) 選手選考の基準の策定（オリンピック、世界選手権の代表選手選考基準の提示：J ウェブサイト）

### 第4条（組織）

強化本部の構成は、次の通りとする。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 1名（必要に応じて置く）
- (3) NT 男女監督 各1名

### 第5条（強化スタッフの構成）

強化本部をサポートする為、以下の強化本部スタッフを置く。

- (1) JNT 男女監督 各1名
- (2) HNT 男女監督 各1名
- (3) EA 総監督 1名（必要に応じて置く）
- (4) EA 男女監督 各1名
- (5) NT 男女ヘッドコーチ 各1名（必要に応じて置く）
- (6) NT コーチ 若干名
- (7) JNT 男女ヘッドコーチ 各1名（必要に応じて置く）
- (8) JNT コーチ 若干名
- (9) HNT 男女ヘッドコーチ 各1名（必要に応じて置く）
- (10) HNT コーチ 若干名
- (11) EA 男女ヘッドコーチ 各1名（必要に応じて置く）
- (12) EA コーチ 若干名

- (13) その他強化本部長が必要と認めた者（アドバイザー、特別コーチ等） 若干名

#### 第6条（本部長の役割）

本部長の役割は、NT 男女両監督との密接なコミュニケーションのもとに、以下の事項の実施を図る。

- (1) 強化本部を統括する
- (2) 強化活動に関する全般的政策・戦略を専務理事に報告する

#### 第7条（副本部長の役割）

副本部長の役割は、本部長及びNT 男女両監督との密接なコミュニケーションのもとに、以下の事項の実施を図る。

- (1) 本部長を補佐する
- (2) 本部長の要請を受け、NT 男女両監督に適切な指導・助言を行う

#### 第8条（NT 監督の役割）

NT 監督の役割、権限を次の通りとし、強化本部長、JNT・HNT 監督との密接なコミュニケーションのもとに、以下の事業の実施を図る。

- (1) NT を統括する
- (2) NT、JNT 及び HNT の連携を調整し、ナショナルチームを統括する
- (3) NT 選手を選出し、強化本部長に報告する
- (4) NT から国際大会へ派遣する選手、強化スタッフを選出、決定する（但し、世界選手権大会、オリンピックの出場選手については別に定める手順に従う）
- (5) 強化合宿、国内・海外遠征のスケジュールを作成し、合宿、国内・海外遠征に参加する選手、強化スタッフを選出する（なお、合宿の効果を最大限に引き出す目的で、監督の裁量において NT、JNT 及び HNT 所属選手以外の選手、強化スタッフを参加させることができる）
- (6) NT の活動予算を作成し、強化本部内で協議する
- (7) NT の活動について、強化本部長を通し理事会に定期的に報告する
- (8) スポーツ医・科学委員会との連絡を密にし、同スタッフの有益情報が NT、JNT 及び HNT に適切なタイミングで伝達されるよう指導・助言する
- (9) NT の合宿、国内・国際大会参加の日程が本協会、他加盟団体の事業と極力重複しないように日程調整する

#### 第9条（NT ヘッドコーチ・コーチの役割）

NT ヘッドコーチ・コーチの役割を次の通りとする。

- (1) NT 監督を補佐する
- (2) NT 監督の要請を受け、強化方針等に則り積極的に活動する
- (3) NT 監督の要請があれば、JNT 及び HNT 選手にもコーチングする

#### 第10条（JNT 及び HNT の構成）

JNT 及び HNT の構成を次の通りとする。

- (1) JNT は高校 3 年生以下のナショナルチーム（以下「U-18NT」という）、中学 3 年生以下のナショナルチーム（以下「U-15NT」という）で構成される
- (2) HNT は小学 6 年生以下のナショナルチーム（以下「U-12NT」という）、小学 4 年生以下のナショナルチーム（以下「U-10NT」という）、小学 2 年生以下のナショナルチーム（以下「U-8NT」という）で構成される

#### 第 11 条（JNT 及び HNT 監督の役割）

JNT 及び HNT 監督の役割を次の通りとする。

- (1) NT 監督を補佐する
- (2) JNT 及び HNT を統括する
- (3) JNT（U-18NT 選手と U-15NT 選手）及び HNT 選手（U-12NT 選手、U-10NT 選手と U-8NT 選手）を選出し、強化本部長に報告する
- (4) 必要に応じて、U-18、U-15、U-12、U-10、U-8 の各監督、担当コーチを選出し、決定する
- (5) JNT 及び HNT から国際大会へ派遣する選手、強化スタッフを選出、決定する

#### 第 12 条（JNT、HNT ヘッドコーチ・コーチ及び特別コーチの役割）

JNT、HNT ヘッドコーチ・コーチ及び特別コーチの役割を次の通りとする。

- (1) JNT 及び HNT 監督を補佐する
- (2) JNT 及び HNT 監督の要請を受け、強化方針に則り積極的に活動する
- (3) 特別コーチについては、NT 監督が特別にコーチ依頼する内容について積極的にコーチングする

#### 第 13 条（EA 総監督・監督の役割）

EA 総監督・監督の役割を次の通りとする。

- (1) EA を統括する
- (2) EA の活動予算を作成し、強化本部内で協議する
- (3) NT、JNT、HNT との連携を図る

#### 第 14 条（EA ヘッドコーチ・コーチなどの役割）

EA ヘッドコーチ・コーチなどの役割を次の通りとする。

- (1) EA 監督を補佐する
- (2) EA 監督の要請を受け、強化方針に則り積極的に活動する
- (3) 臨時コーチについては、EA 監督が特別にコーチ依頼する内容について積極的にコーチングする

#### 第 15 条（NT 監督推薦プロジェクト会議）

NT 監督を選出する場合は、NT 監督推薦プロジェクト会議を組成する。なお NT 監督推薦プロジェクト会議規則は別に定める。また NT 監督推薦プロジェクト会議のメンバーは、決定した NT 監督に対し、同監督の任期期間中は一定の責任を担う。

第 16 条 (強化本部長の選出)

強化本部長は、原則、強化部長が兼任する。但し、兼任しない場合は、強化部長が起案し、理事会の推挙により会長が理事の中よりこれを指名する。

第 17 条 (強化副本部長の選出)

強化副本部長は、強化部長が起案し、理事会の推挙により会長が指名する。

第 18 条 (NT 監督の選出)

NT 監督の選出は、NT 監督推薦プロジェクト会議の推挙により理事会で決定する。

第 19 条 (JNT、HNT 監督の選出)

JNT、HNT 監督の選出は、強化本部長の推挙により理事会で決定する。

第 20 条 (NT ヘッドコーチ・コーチなどの選出)

NT ヘッドコーチ・コーチなどの選出は、NT 監督が強化本部長の了承を得たうえで決定する。

第 21 条 (JNT、HNT ヘッドコーチ・コーチなどの選出)

JNT、HNT のヘッドコーチ・コーチなどの選出は、JNT、HNT 監督が強化本部長の了承を得たうえで決定する。

第 22 条 (EA 総監督・監督の選出)

EA 総監督・監督の選出は、強化本部長の推挙により、理事会で決定する。

第 23 条 (EA ヘッドコーチ・コーチ等の選出)

EA ヘッドコーチ・コーチ等の選出は、強化本部長が決定する。

第 24 条 (指導者資格)

NT、JNT、HNT、EA の監督、コーチは、原則として公認スポーツ指導者卓球コーチ 3 以上の有資格者で、指導者として優秀な資質を有する者とする。また資格未取得者について、強化本部が特別に認める場合、上記の資格と同等とみなすことができる。

第 25 条 (強化スタッフのレポーティングライン・人事考課体系)

強化本部・強化本部のスタッフのレポーティングライン及び人事考課体系は、別表に定める。

第 26 条 (NT 監督及び強化スタッフの報酬)

NT 監督及び強化本部スタッフの報酬は、専務理事と強化本部長の合意の後、会長宛具申し、会長が決定する。なお、本協会からの支出がある場合は、強化本部長より理事会宛報告を行う。

第 27 条 (NT、JNT 及び HNT 選手の選出及び手順)

NT 及び JNT 選手の選出及び手順は次の方法による。

(1) NT、JNT 監督はそれぞれ下記の大会成績等を参考にし、NT 及び JNT 対象選手を選出する。但し、NT は候補選手についても選出する。

- ①直近の世界ランキング 100 位以内
- ②直近の全日本選手権 16 位以内
- ③直近の全日本社会人選手権 8 位以内
- ④直近の全日本大学総合（個人の部）8 位以内
- ⑤直近の全日本選手権ジュニアの部 8 位以内
- ⑥直近のインターハイ 8 位以内
- ⑦直近の全日本選手権カデットに部（13、14 歳以下）8 位以内
- ⑧直近の全国中学校大会 8 位以内
- ⑨直近の全日本選手権ホープス・カブの部 4 位以内
- ⑩JOC エリートアカデミーの者
- ⑪特に NT、JNT 監督が推薦する者  
（新規推薦・継続強化）

(2) NT の選手数は原則として 10 名を限度とする。但し、必要に応じて加えることができる。

(3) U-18、U-15 の選手数は原則として各 10 名を限度とする。但し、必要に応じて加えることができる。

(4) NT 候補選手数については定めない。

2 HNT 選手の選出及び手順は次の方法による。

(1) HNT 監督は下記の大会成績及び選考会成績等を参考にし、HNT 対象選手を選出する。

- ①直近の全日本選手権 32 位以内
- ②直近の全日本選手権ジュニアの部 16 位以内
- ③直近の全日本選手権カデットの部（13、14 歳以下）8 位以内
- ④直近の全日本選手権ホープス・カブ・バンビの部各優勝者
- ⑤HNT 選考会優勝者、準優勝者  
・バンビは優勝者のみ
- ⑥特に HNT 監督が推薦する者  
・HNT 選考会上位者より

(2) U-12、U10、U-8 の選手数は原則として各 10 名を限度とする。但し、必要に応じて加えることができる。

## 第 28 条（NT、JNT 及び HNT の活動）

NT、JNT 及び HNT の活動は次の通り定める。

- (1) NT、JNT 及び HNT 選手・強化スタッフは、合宿、国内・国際大会に参加する。
- (2) 選手の所属母体指導者とのコミュニケーションを図る。

## 第 29 条（オリンピック、世界選手権派遣選手の選考）

オリンピック、世界選手権大会の選手選考方法は以下の通り定める。

- (1) 事前に各大会に適した選考基準を作成し、理事会承認を経て発表する。発表時期については強化本部で決定し、各カテゴリーに周知徹底する。

(2) 各大会の代表選手を強化本部は選考基準に基づき決定し、理事会に報告する。

### 第 30 条 (国際大会に自己負担で参加希望する選手の選考)

ITTF ワールドツアー等の国際大会に自己負担で参加希望する選手の選考基準は以下の通りとする。以下の条件を満たした選手は、NT 監督の推薦を経て国際大会の出場を認めるものとする。但し、大会エントリー数の都合で人数制限をすることがある。

- ①直近の世界ランキング 100 位以内の者
- ②直近の全日本選手権シングルス 16 位以内の者
- ③直近の全日本社会人選手権シングルス 8 位以内の者
- ④直近の全日本大学総合 (個人の部) シングルス 8 位以内の者
- ⑤直近の全日本選手権ジュニアの部シングルス 4 位以内の者
- ⑥直近の全日本選手権カデットの部 (13、14 歳) シングルス 2 位以内の者
- ⑦直近のインターハイシングルス 4 位以内の者
- ⑧直近の全国中学校大会シングルス 2 位以内の者
- ⑨JOC エリートアカデミーの者
- ⑩海外で活躍中の選手で、NT 監督が推薦する者
- ⑪NT 選手、NT 候補選手の者
- ⑫特に NT 監督が推薦する者

2 ITTF ワールドジュニアサーキット大会等のジュニア・ユースを対象とした国際大会に自己負担で参加希望する選手の選考基準は以下の通りとする。以下の条件を満たした選手は、JNT、HNT 監督の推薦を経て国際大会の出場を認めるものとする。

- ①直近のインターハイシングルス 16 位以内の者
- ②直近の全日本選手権ジュニアの部シングルス 16 位以内の者
- ③直近の全国中学校大会シングルス 16 位以内の者
- ④直近の全日本選手権カデットの部シングルス 8 位以内の者
- ⑤直近の全日本選手権ホープスの部シングルス 4 位以内の者
- ⑥JOC エリートアカデミーの者
- ⑦海外で活躍中の選手で、JNT 監督が推薦する者
- ⑧特に JNT 監督が推薦する者

### 第 31 条 (選手選考への異議申し立て)

選手選考への異議申し立てについては、以下のよう定める。

- (1) 選手が第 8 条 (3) (4)、第 11 条 (3) (5)、第 29 条及び第 30 条に基づく本協会決定に対し、仲裁の申し立てを行う場合、その申し立ては決定の日、あるいは本協会ウェブサイト掲載の日から 2 週間以内に公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。また本協会は競技会への代表選手の選定結果について、決定当日、あるいは本協会事務局の 2 業務日以内に本協会ウェブサイト (<http://www.jtta.or.jp>) に掲載する。

### 第 32 条 (本協会以外のスポーツ団体強化関連職位の兼任)

本協会は、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という）他のスポーツ団体強化関連職位との兼任を認めることができる。現状は以下の通りとする。

※JOC ナショナルコーチ

※JOC ナショナルアシスタントコーチ

※JOC 専任コーチディレクター（トップアスリート担当）

※JOC 専任コーチディレクター（ジュニアアスリート担当）

※JOC 専任コーチディレクター（NTC 担当）

※JOC 専任メディカルスタッフ

※特任専任コーチ

### 第 33 条 (活動費)

強化本部の強化スタッフが本規程に定められた活動を行う場合は、謝金及び本協会規程に従って日当を除く旅費を支給する。また視察、会議については日当を支給する。但し、JOC コーチ及び本協会より報酬を受けている者には支給しない。

- 2 前項謝金は、活動謝金 1 日あたり金 4,000 円（税込）とし、本人には源泉所得税等を差し引いた金額を支給する。但し、JOC コーチ及び本協会より報酬を受けている者には支給しない。
- 3 スパーリングパートナー及び臨時コーチの各合宿などにおける謝金は、1 日あたり金 10,000 円（税込）、半日あたり金 5,000 円（税込）とし、本人には源泉所得税等を差し引いた金額を支給する。但し、海外遠征時等において実務活動ではなく移動のみとなる場合は、日当を支給する。
- 4 強化本部活動に伴う講師招聘などに対する謝金は、次の各項目に従って支給されるものとする。但し、それ以外に特別な謝金を支給する場合には、専務理事の承認を得なくてはならない。

講師・指導者への謝金

- ①1 時間以上の講義、指導に対して金 30,000 円（税込）
- ②1 時間未満の講義、指導に対して金 20,000 円（税込）

### 第 34 条 (費用支給)

NT、JNT 及び HNT 所属選手の NT、JNT 及び HNT 活動に関わる費用支給は次の通りとする。

#### (1) 国内合宿

①往復交通費（本協会規程）、食費、宿泊費は本協会が負担する。但し、必要に応じてタクシーでの移動を強化本部の判断で認めることができる。

#### (2) 国際大会又は海外合宿などの海外遠征

①国内移動交通費は自己負担とする。但し、オリンピック、世界選手権の日本代表者の国内移動費は本協会が負担する。

②原則として海外渡航費及び食費、宿泊費は本協会が負担する。但し、状況により自己負担となる場合がある。

③出発日前日及び到着日の宿泊は原則として認めない。但し、出発時間、到着時間によってはその限りではない。

#### (3) 国内で開催される国際大会

往復旅費（本協会規程）、食費、宿泊費は本協会が負担する。

- (4) その他（ミニ合宿、監督が認める活動）  
その都度、検討の上、決定する。

#### 第 35 条（オフィシャルユニフォーム）

NT、JNT 及び HNT 選手並びに強化スタッフは、強化本部が派遣する合宿、国内・国際大会については、オフィシャルサプライヤーから支給される物品を使用しなければならない。

#### 第 36 条（予選免除）

NT、JNT 及び HNT 所属選手の予選免除に関しては以下の通りとする。

- (1) 国際大会に日本代表として選考され、その日程が全国大会の予選日と重なった場合（国際大会前後各 2 日を含む）、所属加盟団体から文章で予選会要項のコピー等を添え、推薦出場の申請を本協会に提出することにより予選免除とし、原則として男女シングルスの出場が認められる。但し、その他の種目については強化本部で決定する。なお、この条項は日本中学校体育連盟及び全国高等学校体育連盟主催の大会には適用されない。
- (2) NT、JNT 及び HNT の各代表合宿に選考され、その日程が全国大会の予選日と重なった場合は、原則として予選会出場を優先しなければならない。但し、代表合宿が国際大会選考会や直近の国際大会強化合宿等の場合は、前項に倣い予選免除とすることができる。

#### 第 37 条（任期）

NT、JNT、HNT 選手の任期は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。但し、必要に応じて入れ替えを行うことができる。

- 2 NT、JNT 及び HNT 強化スタッフの任期は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。但し、再任を妨げない。

#### 第 38 条（規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会において決定する。但し、兼任の職位等軽微な変更については強化本部長が提案し、専務理事が決定することができる。

#### 附 則

この規程は平成 23 年 12 月 17 日制定、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

- 2 この規程は平成 25 年 3 月 9 日一部改訂、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この規程は平成 27 年 9 月 19 日一部改訂、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- 4 この規程は平成 28 年 3 月 12 日一部改訂、平成 28 年 3 月 12 日より施行する。
- 5 この規程は平成 28 年 12 月 10 日一部改訂、平成 28 年 12 月 10 日より施行する。
- 6 この規程は平成 29 年 12 月 16 日一部改訂、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- 7 この規程は平成 30 年 3 月 10 日一部改訂、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- 8 この規程は平成 30 年 9 月 22 日一部改訂、平成 30 年 9 月 22 日より施行する。
- 9 この規程は 2019 年 9 月 7 日一部改訂、2019 年 9 月 8 日より施行する。
- 10 この規程は 2020 年 6 月 6 日一部改訂、2020 年 6 月 6 日より施行する。



## 別 表

所属	職位	任命権者	レポート先
EA NTC	NTC 専属コーチングディレクター	理事会（本部長推薦）	強化本部長
	EA 総監督	理事会（本部長推薦）	強化本部長
	EA 男子監督	理事会（本部長推薦）	EA 総監督
	EA 女子監督	理事会（本部長推薦）	EA 総監督
	EA 男子コーチ	強化本部長	EA 男子監督
	EA 女子コーチ	強化本部長	EA 女子監督
	EA ストレngth&コンディショニングコーチ	強化本部長	EA 総監督
	サポートスタッフ	強化本部長	EA 総監督
	専任アスレティックトレーナー	強化本部長	スポーツ医・科学委員長
	スパーリングパートナー	EA 総監督	EA 総監督
NT JNT HNT	NT 男子監督	理事会（監督推薦プロジェクト）	強化本部長
	NT 女子監督	理事会（監督推薦プロジェクト）	強化本部長
	JNT 男子監督	強化本部長（NT 男子監督推薦）	NT 男子監督
	JNT 女子監督	強化本部長（NT 女子監督推薦）	NT 女子監督
	HNT 男子監督	強化本部長（NT 男子監督推薦）	NT 男子監督
	HNT 女子監督	強化本部長（NT 女子監督推薦）	NT 女子監督
	NT ヘッドコーチ・コーチ	NT 監督	NT 監督
	JNT ヘッドコーチ・コーチ	JNT 監督	JNT 監督
	HNT ヘッドコーチ・コーチ	HNT 監督	HNT 監督
	フィジカルトレーナー	NT 監督	NT 監督
	海外アドバイザー	強化本部長	強化本部長
	マネージャー	NT 監督	NT 監督
	情報スタッフ	NT 監督	NT 監督